

出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 ② 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの。	① 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき ② 災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 ② 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
準備	① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想される時。 レベル3高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等の理由による水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。
出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想される時。 レベル4高潮危険警報の発表又は高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれがなくなったとき。

(5) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条）

水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を付表4（水位観測所一覧表）のとおり定める。

(6) 水防警報の発表形式

（例）水防警報第〇号 山口県〇〇土木建築事務所発表

「〇〇水位局では、水防団待機水位（通報水位）を超過しました。水防機関は、いつでも出動できるように準備をしてください。」

◇参照 水防警報用紙（県） 付表22

(7) 水防活動の状況把握

土木建築事務所長は、水防警報を発している間、水防管理者等の水防活動の状況を十分把握しておくものとする。また、国土交通大臣が水防警報を発した場合にあっては、適宜、山口河川国道事務所又は太田河川事務所に水防管理者等の水防活動の状況を報告するものとする。

## 第9節 水防活動

### 第1項 安全確保

水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水、津波又は高潮いずれにおいても、水防団又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

津波浸水想定のある区域内にある水防団又は消防機関は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

### 第2項 重要水防箇所

この計画で定める重要水防箇所は、付表23のとおりである。

◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表23  
重要水防箇所評定基準（案） 付表24

### 第3項 ダム、排水ポンプ場、水門等の操作

#### 1 点検、整備

ダム、排水ポンプ場、水門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に増水（出水）期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意するものとする。

#### 2 ダムによる洪水調節

ダムによる洪水調節は、それぞれのダムごとに定められている操作規則によって行う。

◇参照 主要ダム一覧表 付表25

#### 3 防潮水門・排水ポンプ場の運転

防潮水門及び排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプ場の運転を行う。

このほか、津波注意報・津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖し、必要に応じて排水ポンプ場の運転を行う。

ただし、津波による越流等のおそれがある場合には、操作員の安全確保を優先し、操作を行わないこととする。

◇参照 排水ポンプ場等一覧表 付表26

#### 4 水門、陸閘の操作

ア 逆流防止のために設けられた水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作規則に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖するものとする。

イ 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は河川の水位が操作規則に定める水位に達し、なお、水位上昇が予測され災害の生ずるおそれがあるとき、高潮対策の場合は台風等により災害の生ずるおそれがあるときに閉鎖することを原則とする。

ウ 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先することとする。

エ 津波注意報・津波警報が発表された場合には、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作員の安全が確保できる場合に限り、水門、陸閘を閉鎖するものとする。

#### 5 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導

河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が浸水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促すものとする。

◇参照 河川公園一覧表 付表27

河川プールの一覧表 付表28

#### 6 貯水池等の監視

ア ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について水防団待機水位（通報水位）を定めておくこと。

イ ため池管理者は、異常洪水による貯水状況、老朽危険箇所、漏水等に注意し、必要に応じてため池の警戒操作にあたるとともに水防管理者と協議して、土のう積み、余水吐切開、ポンプによる排水その他必要な措置をとるものとする。

ウ 水防管理者は、必要な措置の状況等を農林水産事務所又は農林事務所長に通報するものとする。

### 第4項 水防措置

#### 1 通常警戒

水防管理者は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに土木建築事務所長に通報し必要な措置を求めるものとする。

#### 2 非常警戒

水防管理者は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより付表18及び20（水防警戒区域）並びに付表23（重要水防箇所）に掲げる区域の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに土木建築事務所長に通報するものとする。

#### 3 警戒区域の設定（法第21条）

水防管理者は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができるものとする。

#### 4 警察官の派遣要請（法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

#### 5 氾濫・決壊・漏水等の通報

##### (1) 氾濫等の通報（法第24条の2）

河川管理者又は海岸管理者が、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をしたものが河川管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

ただし、地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河

川管理者と水防管理者で、事前に確認して定める。

なお、本通報において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。

(7) 河川管理者（国土交通省）が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

河川名	区域		
佐波川	区域①	左岸 佐波川 10.5km 金波地先から海まで 右岸 佐波川 10.5km 金波地先から海まで	
	区域②	左岸 島地川合流点から佐波川 10.5km 金波地先まで 右岸 島地川合流点から佐波川 10.5km 金波地先まで	
	区域③	左岸 中国自動車道から島地川合流点まで 右岸 中国自動車道から島地川合流点まで	
小瀬川	区域④	左岸 広島県大竹市小方町小方字安条山 650 番の 1 地先から海まで 右岸 山口県岩国市大字小瀬字深瀬 3354 番地先から海まで	

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担 当官署
佐波川	区域 ①	新橋水 位観測 所	防府市	・氾濫発生水位（4.97m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	防府市	山口河 川事務 所
	区域 ②	漆尾水 位観測 所	防府市 山口市	・氾濫発生水位（4.32m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	防府市 山口市	山口河 川事務 所
	区域 ③	堀水水 位観測 所	山口市	・氾濫発生水位（4.92m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	山口市	山口河 川事務 所
小瀬川	区域 ④	両国橋 ・小川 津水位 観測所	岩国市	・氾濫発生水位（両国橋 6.05m、小 川津 7.25m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾 濫発生を確認	岩国市 和木町	太田川 河川事 務所

② 氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域

河川名	例外的な対応をする区域	
佐波川	防府市人丸地先畑 地区	佐波川左岸 8K800 付近～10K400 付近
	山口市徳地地先上 佐地区	佐波川右岸 25K100 付近
小瀬川	岩国市小瀬	小瀬川右岸 10k500 付近から 11k900 付近
	岩国市小瀬	小瀬川右岸 12k600 付近から 13k000 付近

③ 氾濫等の伝達

氾濫等の伝達経路及び手段は、付表 1 2（佐波川洪水予報実施要領）、付表 1 3（小瀬川水系洪水予報実施要領）のとおり定める。なお、例外的な対応をする河川における伝達経路は付表 2 9 のとおりとする。

◇参照 例外的な対応をする河川における伝達経路 付表 2 9

④ 氾濫等の通報の発表形式

氾濫等の発表形式は、付表 3 0 - 1 のとおり定める。

◇参照 氾濫等の発表イメージ（河川） 付表 3 0 - 1

(4) 河川管理者（県）が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

河川名	区域	
錦川	区域①	岩国市美川町足谷川の合流点から岩国市生見川の合流点まで
	区域②	左岸 岩国市下字井応木 13 番 6 地先から河口まで 右岸 岩国市行波字貞清 278 番 2 地先から河口まで
門前川	区域③	岩国市錦川からの分派点から河口まで
島田川	区域④	左岸 周南市大字小松原字筏場 7 番 4 地先から河口まで
		右岸 周南市大字小松原字城山 810 番 2 地先から河口まで
樵野川	区域⑤	山口市杖坂川の合流点から河口まで
仁保川	区域⑥	左岸 山口市仁保下郷字長田 1554 番 2 地先から樵野川への合流点まで
		右岸 山口市仁保下郷字名字河内 2008 番 3 地先から樵野川への合流点まで
厚東川	区域⑦	宇部市厚東川ダムから河口まで

河川名	区域	観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
錦川	区域①	南桑水位局	岩国市美川町南桑字滝の上3452番1	・氾濫発生水位（7.30m）に到達 ・巡視※等により、氾濫発生を確認	岩国市	岩国土木建築事務所
錦川 門前川	区域② 区域③	臥龍橋水位局	岩国市錦見3203番地	・氾濫発生水位（5.80m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認		岩国土木建築事務所
島田川	区域④	島田水位局	光市三井8丁目	・氾濫発生水位（5.30m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認	光市 周南市	周南土木建築事務所
榎野川	区域⑤	鱒石水位局	山口市惣太夫町261-2	・氾濫発生水位（3.50m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認	山口市	防府土木建築事務所山口支所
		朝田水位局	山口市朝田2726地先	・氾濫発生水位（6.70m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認		防府土木建築事務所山口支所
仁保川	区域⑥	御堀橋水位局	山口市大内御堀字下千坊4714-7	・氾濫発生水位（2.90m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認		防府土木建築事務所山口支所
厚東川	区域⑦	持世寺水位局	宇部市大字吉見字中野瀬	・氾濫発生水位（6.80m）に到達 ・巡視等により、氾濫発生を確認	宇部市	宇部土木建築事務所

※巡視に当たっては安全を十分に確保した後に行動するとともに、緊急安全確保の指示があった場合は、直ちに退避を行い、安全な場所から確認できた場合のみ通報を行う（以下同じ）。

② 氾濫等の伝達

氾濫等の伝達経路及び手段は、付表14（錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領）、付表15（榎野川水系榎野川及び仁保川の洪水予報実施要領2）、付表16（厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領）、付表17（島田川水系島田川洪水予報実施要領）のとおり定める。

③ 氾濫等の通報の発表形式

氾濫等の発表形式は、付表30-1のとおり定める。

◇参照 氾濫等の発表イメージ（河川） 付表30-1

(ウ) 海岸管理者（県）が行う氾濫等の通報

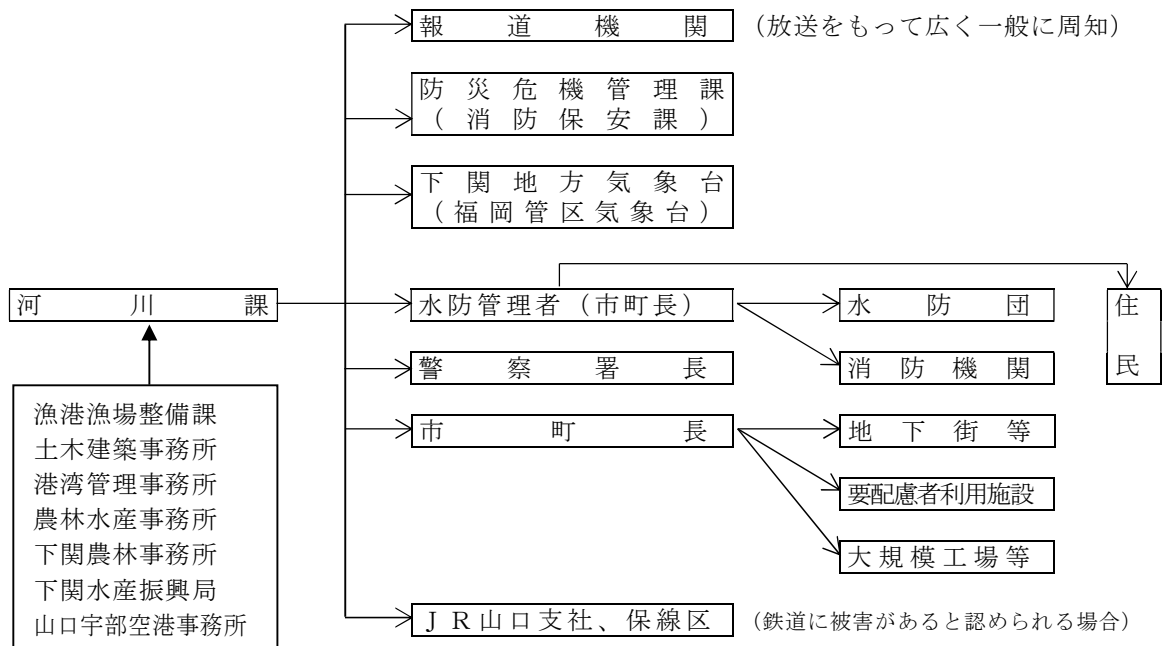
① 氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等

通報を行う海岸名等は付表31のとおり定める。

◇参照 通報の対象となる海岸一覧表 付表31

② 氾濫等の伝達

氾濫等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。



③ 氾濫等の伝達方法

氾濫等を通報・通知するときは、付表30-2の形式によりメールで上記図に従って送信し、その後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

◇参照 氾濫等の発表イメージ（海岸） 付表30-2

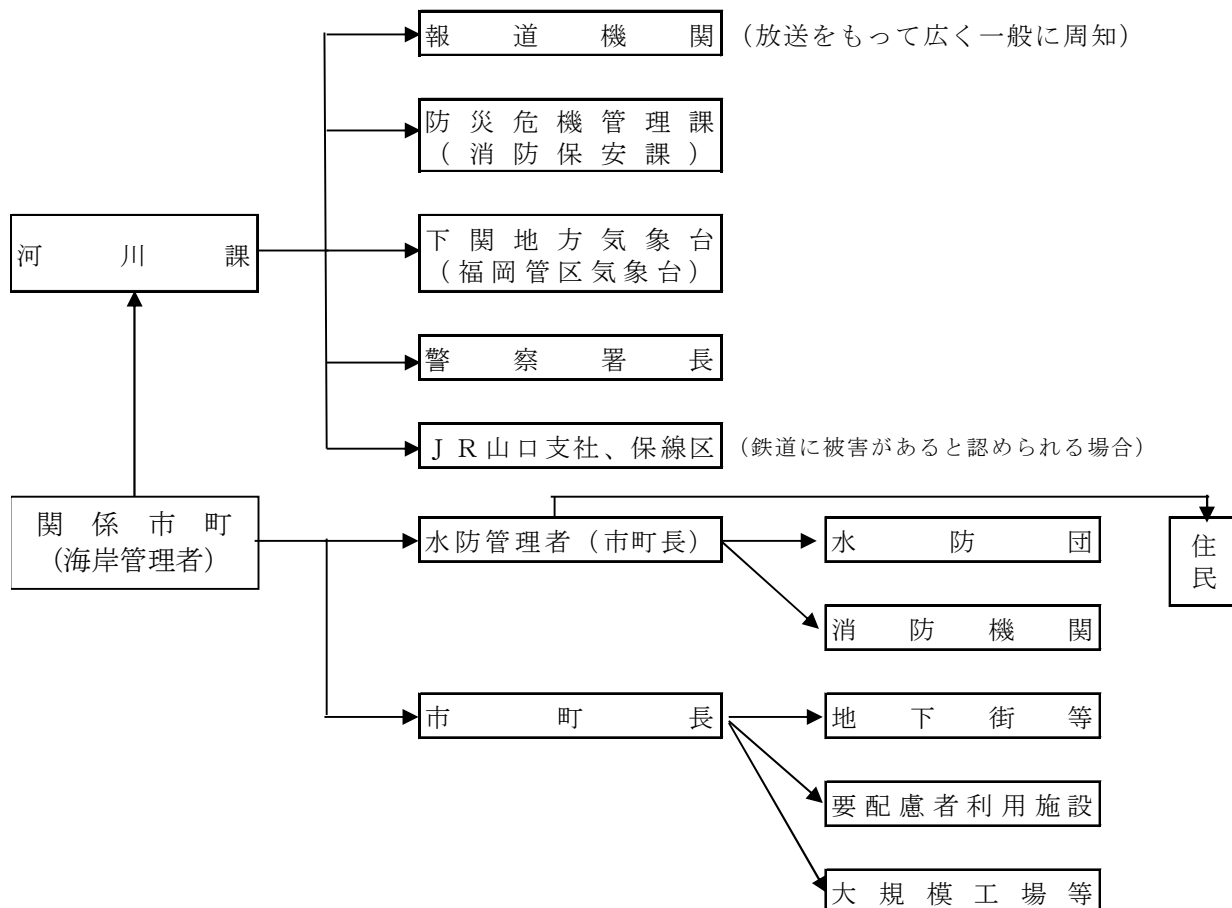
(エ) 海岸管理者（市町）が行う氾濫等の通報

① 氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等  
 通報を行う海岸名等は付表31のとおり定める。

◇参照 通報の対象となる海岸一覧表 付表31

② 氾濫等の伝達

氾濫等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。

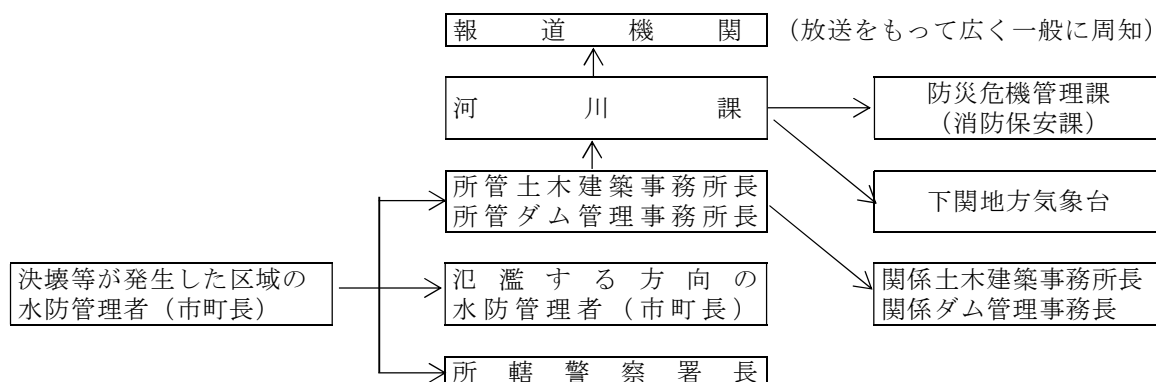


③ 氾濫等の伝達方法

氾濫等を通報・通知するときは、付表30-2の形式によりメールで上記図に従って送信し、その後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報（法第25条）

水防管理者は、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、関係者に通報するものとする。決壊等の連絡系統・情報提供系統は以下のとおりとする。



## 6 決壊等後の措置（法第 26 条）

堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 第 5 項 出動及び水防作業

### 1 出動

水防管理者は、次の場合に直ちに水防団又は消防機関を、あらかじめ定めた計画に基づき出動せしめ、警戒配置につかせるとともに、水防活動に従事する者の安全を確保した上で、適当な水防作業を行うものとする。

- ①出動を要する水防警報が発せられたとき。
- ②洪水予報が発せられたとき。
- ③河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。
- ④堤防の異常を発見したとき。
- ⑤風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想されるとき。
- ⑥津波による被害が予想されるとき。

### 2 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団又は消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団又は消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟せしめ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

◇参照 水防工法 付表 3 2

## 第 6 項 緊急通行

### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### 2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第 7 項 水防管理団体等相互の協力

### 1 河川管理者の協力

河川管理者中国地方整備局長及び山口県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ①水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- ②水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ③水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ④水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

### 2 海岸管理者の協力

海岸管理者山口県知事及び海岸管理者となる市町長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ①水防管理団体に対する海岸に関する情報の提供
- ②水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ③水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、海岸管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ④水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

### 3 水防管理団体相互の応援、協力

水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。したがって隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

#### 4 広島県との協力

小瀬川沿いの山口、広島両県の関係者は、水防について対岸の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で作業員及び資材を応援する。

### 第8項 立退きの指示

#### 1 避難

避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。

◇参照 重要水防箇所及び予定避難場所 付表23

#### 2 立退き等の指示（法第29条）

洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

### 第9項 輸送

#### 1 県の設備による輸送

水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、付表9（水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表）に掲げる車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。

#### 2 他の機関の設備による輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第3編第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

### 第10項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者はその旨を一般に周知させるとともに、土木建築事務所長を通して県庁河川課に報告するものとする。

### 第11項 水防てん末報告

#### 1 水防管理団体の報告

水防管理団体が水防活動を行ったときは、付表33に示す様式により、水防活動終了後5日以内に所轄の土木建築事務所を経由して、河川課経由で知事に報告するものとする。知事は当該水防管理団体からの報告に基づいて中国地方整備局に報告するものとする。

#### 2 土木建築事務所の報告

土木建築事務所が水防活動を行ったときは、水防管理団体の報告書に準じて作成し、水防活動終了後10日以内に河川課経由で知事に報告するものとする。

◇参照 水防活動状況報告書 付表33

## 第10節 公用負担

水防法に定める公用負担については、次によるものとする。

### 第1項 物的公用負担（法第28条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができるものとする。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他資材の使用、収用
- ③ 車両、その他運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

### 第2項 人的公用負担（法第24条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その